

平成 17 年度 第 1 回  
東京都食品安全審議会検討部会  
議事録

日 時：平成 17 年 7 月 8 日（金）午後 2 時～  
場 所：東京都庁第一本庁舎北棟 4 2 階 特別会議室 B

午後 2 時 0 1 分開会

【小川食品監視課長】 定刻となりましたので、ただいまから平成 17 年度東京都食品安全審議会第 1 回検討部会を開催させていただきます。

本検討部会は、去る 6 月 28 日に開催されました本年度第 1 回東京都食品安全審議会におきまして、同審議会規則第 6 条に基づき設置された部会でございます。本日は第 1 回の会議でございます。

部会委員の皆様におかれましては、黒川会長、丸山副会長、高橋（久）委員でご相談の上選出させていただきましたが、快くお引き受けいただきまして、本当にありがとうございました。

後ほど部会長と副部会長を選出させていただきますが、それまでの間、私、健康安全室食品監視課長の小川が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。ただいまご出席の委員は 9 名で、総委員数 12 名の過半数に達しておりますので、定足数を達しておりますことをご報告いたします。

引き続きまして、本日は初めての会議でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の資料の会議次第の 1 枚目をめくっていただきますと、委員名簿がございます。また別に座席表をご用意させていただいておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、この委員名簿に従いまして、ご紹介をさせていただきます。

（委員・事務局職員紹介）

【小川食品監視課長】 それでは、議事に入る前に、私どもの中井健康安全室長より皆様にごあいさつをさせていただきます。

【中井健康安全室長】 改めまして、健康安全室長の中井でございます。

皆様には本部会の委員を快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日はお忙しい中、またこのように暑い中をご出席賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、先ほど小川の方から話ございましたように、6 月 28 日に開催いたしました審議会におきまして、都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方を知事より諮問させていただいたところでございます。

審議会においてご説明申し上げましたとおり、年度内に答申をいただき、食品安全推進計画に基づく施策への反映を図ってまいりたいと考えております。何分非常にタイトな日程でございます。まことに恐縮でございますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

食品の安全に関するリスクコミュニケーションにつきましては、国を初め都におきましても、その取り組みが始められたばかりでございます。本部会には、審議会同様、学識経験者、都民代表の方、事業者の代表の方と、それぞれの分野からご参加をいただいております。それぞれの専門的な見地から、都が自治体としてリスクコミュニケーションの充実を図るために必要とされる考え方や視点につきまして、活発なご議論をお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【小川食品監視課長】 それでは、ただいまから部会長の選出に入りたいと思いますが、本日も非常に暑いですので、上着は自由におとりいただいて、ラフな形で会議を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、審議会規則第6条によりまして、本部会には部会長を置くことになっております。また、部会長は委員が互選することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

【湯田委員】 今回の検討事項はリスクコミュニケーションという項目になっておりますので、昨年、国の方の内閣府の食品安全委員会のリスコミの専門調査会の委員をされておられました高橋先生にお願いしたらどうでしょうか。

【小川食品監視課長】 ただいま、高橋委員を部会長に推薦するとのご発言がございましたけれども、他にご発言はございませんでしょうか。

(異議なし)

【小川食品監視課長】 よろしゅうございますか。それでは、異議がないということでございますので、高橋委員に部会長をお引き受け願いたいと存じます。

高橋部会長には、恐れ入りますけれども、部会長席の方にお移りいただきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、高橋部会長の方から一言あいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【高橋(久)部会長】 部会長を仰せつかりました高橋でございます。よろしくお願いいたします。

一昨年の9月に、食品安全委員会の専門調査会としてリスクコミュニケーション調査会が始まりました。会議を重ねてきているのですけれども、今もってもう一つ何をやらねばならぬのかというのが正直つかめないような状況でして、そこにまた新たな課題が降ってまいりました。先ほど室長からのごあいさつにもありましたように、非常にタイトなスケジュールですが、リスクコミュニケーションの充実ということですので、また国とは違った意味合いがあるのだらうと思っております。どうぞ部会委員の皆様方の活発なご議論をよろしくお願いいたします。

【小川食品監視課長】 ありがとうございます。

それでは、以後の進行を高橋部会長にお願いしたいと存じますけれども、検討事項に入らせていただく前に、部会運営につきまして1つお諮りをさせていただきたい事項がございます。

審議会規則には、この部会には副部会長を置く規定がございませんけれども、万一部会長が交通機関等の支障などで急遽ご出席いただけないような場合があるかと思っておりますので、あらかじめ部会長に副部会長をご指名いただきまして、部会長にかわって進行していただく形をとらせていただきたいと思いますと考えております。どうかよろしくご検討願いたいと思っております。

【高橋(久)部会長】 私もぜひそうさせていただきたいと思っております。もしよろしければ、昨年度の部会長を務められました丸山副会長にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

【高橋(久)部会長】 ありがとうございます。

【小川食品監視課長】 丸山副会長、お引き受けいただけますか。よろしゅうございますか。

【丸山委員】 はい。

【小川食品監視課長】 それでは、丸山副会長に席の移動をお願いしたいと思います。

それでは、以後の進行は高橋部会長をお願いしたいと存じます。

なお、ご発言の際はマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

高橋部会長、どうかよろしくをお願いいたします。

【高橋(久)部会長】 それでは、都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実という諮問に対し、本部会でまず都が行うべきリスクコミュニケーションについて検討したいと思います。

事務局の方で資料をご用意されているようですので、その説明をお願いいたします。

【小川食品監視課長】 それでは、まず第1回食品安全審議会での審議状況について説明させていただき、それを踏まえた上で、事務局が考える都が行うべきリスクコミュニケーションについて、現状の事例を挙げながら説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。1ページです。6月28日に第1回の審議会がございまして、その中で私どもが諮問をさせていただきました。諮問の理由とともに、いろいろな資料につきましてご説明申し上げましたが、それらに対する主な意見をご紹介します。

まず1つ目は、都が行うべきリスクコミュニケーションについて、大まかに4点のご意見がございました。「リスク情報の提供は本来製造者や生産者が行うべきである」、「都は、場の提供を行うということですか、単なる場貸しですか」というようなご意見がありました。また、「消費者にとって役立つ情報、使い勝手のよい情報、それから、手にした食品が安全かどうかわかる情報の発信が必要」というような、消費者の使い勝手がよい情報の発信を求めるご意見がございました。また、さまざまな仕事をしている人たちがいる中で、子供から高齢者まで幅広くリスクをなくす若しくは、リスクを低減するためのリスクミが必要というご意見がありました。4番目には、消費者と専門家との視点の違いがあるので、そうした違いを解消し、相互に理解することがやはり必要であるというご意見がありました。

2つ目には、「リスクコミュニケーションのあり方について」でございます。リスクコミュニケーションには様々な考え方がありますが、その中で、行政間、専門家の間、それから行政と事業者、事業者と住民など、それぞれの場合を分けてリスクコミュニケーションを考えることが必要であるというご意見がありました。2番目には、予防のためのリスクコミュニケーションと、いわゆるクライシスというのでしょうか、何かが起こったときの対応とに分けて考えるべきであるというご意見がありました。3番目には、国が主催しているリスクコミュニケーションに参加している方から、もっと多面的、多彩に行われるべきというご意見もございました。4番目に、さまざま

な情報があふれており、欲しい情報にたどり着くまでに時間がかかるため、もっと簡単に情報を探し出せる方法を考えることが必要だというご意見がございました。インターネットで情報を検索すると、本当に欲しい情報にたどり着くまでに非常に多くの操作が必要であるとか、たどり着けないことがあるので、もっと簡便にできないだろうかという切実なご意見と考えます。

3つ目に、本審議会での検討結果をどのように反映するのかというご質問がありました。要するに、特に今回の審議会での検討結果と、食品安全推進計画の施策の推進とどのように関係するのか明確にしてくださいというご意見です。これは、審議会からの答申を踏まえまして、来年度以降の推進計画の施策へ反映するということになるかと思えます。

第1回目の審議会で皆さん方がいろんな立場でご発言をいただいた結果、このようなご意見がございました。

このようなご意見がある程度踏まえ、次の資料2をごらんいただきたいと思えます。この資料2からは、私ども事務局がとりあえず整理をしてつくった資料でございます。そのため、必ず正しいというものではございません。まず、一口でリスクコミュニケーションといいましても、現在、国でも行われておりますし、自治体でも必要だと言われております。国のレベルでは、食品安全委員会を初め、農林水産省、厚労省、いろんなところで様々なリスクコミュニケーションと言われる意見交換会が行われております。このような背景で、東京都を始め自治体がリスクコミュニケーションをするに当たっては、まず自治体は今何をやっているのかということ把握しなければならないと思えます。

「自治体における食品の安全確保」と記しておりますが、私ども自治体のメインはリスク管理だと思えます。そこでまず東京都では、食品の安全確保に対して、食品衛生法を中心にJAS法、その他の法律を踏まえまして、地域の課題やニーズに即した食品の安全確保施策を決定、実施しています。例えば食品監視指導計画に基づく施策など様々な事業を実施しております。

次に、監視指導、各種の情報提供、それから事業者への技術的支援とか、調査研究の推進などを実施します。これも実際に今までずっとやってきております。

こういうような自治体が行っている食品の安全確保施策を、ある程度リスクコミュニケーションを利用し、地域における具体的な施策に関する住民の理解と協力を得るために推進すべきではないかと考えます。そしてこれにより、最終的に地域における食品の安全・安心の確保につながると思えます。

つまり、自治体の場合は、「現場を持っている」ということが唯一国と違う部分ですから、その現場の取り組みと一体となったリスクコミュニケーションを実践していくべきなのかなと考えている次第です。

しかし、ただやればいいということではありません。都がリスクコミュニケーションを進めるにあたっての「ねらい」を下に記してあります。東京都というのは、ご承知のように大消費地ですから、平常時と緊急時の2つの場合の食品安全確保に関する具体的な取り組みを取り上げて、リスクコミュニケーションを推進していくべきだと思います。

では、具体的にはどのようなところにねらいを置けばよいかということですが、まず、正確な情報とその情報が持つ生活や事業に係わる「意義」を伴った情報の提供だと考えます。つまり、都民とか事業者の日常の「疑問」を解決し、緊急時には迅速に「リスク」と「対応」を周知するということです。ちょっとわかりづらい表現ですが、「意義」が意味することは、形式情報というものではなく、提供するリスク情報がどういう意味づけを持っているのかということ。このような「意義」を付加して提供しないと、受け取る側がやたらに心配したり、無視してしまうと思いますので、情報提供の仕方には意義づけを伴った形が必要なのではないかと考えます。

次に、都の具体的な取り組みに対する理解を推進していくということ。当然これはリスクコミュニケーションを通じて施策の透明性、ひいては信頼性を高めていくということまでねらったものである必要があると考えます。

3つ目に、施策への関係者の意見反映と記してありますが、これは、安全確保に向けて関係者がともに考え、役割に応じた具体的な対応策を進めるということ。一方通行ではなく、またそれぞれ単発ではなく、関係者がお互いに考え、それぞれの役割に応じた取り組みができるような、何かネットワークみたいなものが暗黙のうちに図ればいいのかと考えます。

4つ目は、最終的に関係者の役割に応じた取り組みへの参加促進を図るということです。施策を推進する際に、参加というか参画する意欲を持っていただくということです。このようなことを考えて、リスクコミュニケーションをしていくべきと考えます。ただ単にリスクコミュニケーションのやり方というのではなくて、行っていく上で、こういうねらい若しくは視点を持って、自治体としての都はリスクコミュニケーションをやっていくべきではないかと事務局は整理しました。

事務局の方からの説明は以上です。

【高橋（久）部会長】 事務局より都が行うべきリスクコミュニケーションについてということで、資料1と2の説明をいただきました。ただいまの説明で何か質問等はありませんでしょうか。

【林委員】 前回、本会議の方を欠席したものですから、どういう議論があったのかがよくわからないのですが、幾つか意見を言わせていただきます。

リスクコミュニケーションについて、まず1つは、先ほどからも出ておりますけれども、国の食品安全委員会もリスクコミュニケーションの検討をやって、現状と課題というのをまとめましたよね。これは小川課長も確か参加されていたかと思いますが。また、厚生労働省も検討会を持っているのではないかと思います。結論がまだ出ていないのかどうかわかりませんが。さらに言うと、WHOだとか、Codexなんかでも、リスクコミュニケーションに関して専門家のコンサルテーションなどをやっていて、非常にいい報告書が出ていると思います。

そのようなものも踏まえて、リスクコミュニケーションとは何ぞやみたいな、原則的な立場みたいなものを少しまとめる必要があるのかなと考えます。中身は、これから今後の議論だと思いますけれども、考え方をまとめる必要があるのかなと思います。これが1つ目です。

2つ目は、先だっの議論の中で、リスクについて専門家と消費者との視点の違いが

あって、そうした違いを解消して相互に理解することが必要だというものがあつたようです。

これは、これは非常にごもっともな意見だと思います。しかし、この違いは容易に解消しないということだと思ふんですね。その違いを性急に解消したかのように取り扱うというのは、リスクコミュニケーションにとっては余りよくないことだろうと思います。その違いを一応踏まえながら現実的には折り合っていくという、そのような考え方が必要なのかなというふうに、感想ですけれども持ちました。

それから、2枚目の資料2についてですが、これはもっともなことかもしれませんが、この上の方の図ですけれども、「自治体における食品の安全確保」のところで、1番目の「法を踏まえ」云々というのがある、2番目に「監視指導」云々がありまして、3番目に「地域における具体的な施策」云々というのがありますが、2番目の間の矢印にしかリスクコミュニケーションと書かれておりません。当然1番目の「法を踏まえ」これは法だけではなくて、条例も含むと思いますから「法令など」だと思いますけれども、法令などを踏まえて、地域の課題やニーズに即した食品の安全確保施策の決定・実施についても、リスクコミュニケーションが必要だというふうに理解すべきかと思ふ。さらにその下の、「地域における具体的な施策に関する住民の理解と協力の推進」もまた課題であると思ふけれども、それはそういうふうに理解してよろしいのかということをお尋ねします。

【高橋（久）部会長】 1番目のお話は、ご意見と受けとめてよろしいのでしょうか。「リスクコミュニケーションとは何かということをおこの会議でも」ということを含めてですね。

【林委員】 そうです。この立場で、東京都としての立場ですね。

【高橋（久）部会長】 それから2番目、専門家と消費者云々ということ性を性急に解消しようとしても無理であつて、そういうことはまさにおっしゃるとおりだと思います。

3番目の、この資料2に関して、それぞれの段階でもってリスクコミュニケーションが必要であるということによろしゅうございますか。そのあたり、事務局からどうぞ。

【小川食品監視課長】 林委員のおっしゃるとおりでございます。最後のところの、リスクコミュニケーションが真ん中のところしかないというのは、ちょっと誤解を与えました。

それから、消費者と専門家間の乖離のギャップを埋めるということですが、これは確かにすぐに埋まる話ではないので、できるだけ近づけるというところができればいいのかなと考えております。

【高橋（久）部会長】 林委員の1番目のご質問といたしますが、ご意見、都としてのリスクコミュニケーションとは何かをまとめる必要があるということに関しては、事務局としてはいかがですか。

【小川食品監視課長】 私どもも、結構いろいろ考えたのですが、まずリスクコミュニケーションとはどういうものかというのが今まだ固まっておらず、様々な立場で様々なご意見があるものですから、あまり「都はこうあるべきだ」と決めて

かからない方がよいのかなと考えております。議論の中で徐々に固まってくると思いますし、今のところはそのまま行くしかないのかなと思っております。

そのために、「自治体における」ということだけは外せないと思っております。リスク管理をする上で、「現場に即したリスクコミュニケーション」ということが自治体の役割として第一義的にありますから、そこに視点を合わせますと、リスコミの定義みたいなことをどのように組み込んでいったらいいのか、私どもの今の段階では明確にできかねます。たしかに東京都が行うべきリスコミの定義みたいなものはっきりとわかればいいのですが、なかなかそれは難しいような気がいたします。参考書や様々な専門家のご意見というのは当然参考にはさせていただくべきだと思いますが、定義づけるということは、なかなか難しいかなと思っております。

【高橋（久）部会長】 むしろこの会議を通してそのことをまとめるというよりは固めていくというようなお考えということによろしいでしょうか。

ほかの委員のご意見はいかがでございましょうか。

【交告委員】 専門家と素人の違いということに関しては、たしか松田委員から、専門家から素人にわかる言葉に翻訳するプロセスを組み込めるかというお話が生まれ、それが可能ということが1点あると思います。

それから、これは私が前回の審議会の方で質問させていただいたんですが、専門家の間でも分野によっていろいろリスクのとらえ方に違いがあるんじゃないかという疑問がありまして、そうしたら、今日ご欠席のようですけれども、岡本委員から、10のマイナス5乗とか、10のマイナス6乗とかいう、そういうリスクを数字でとらえられる部分に関しては、数字で何とか目標線というのが見出せるのかもしれないけれども、致死リスクに至らない物質に関しては、かなり合意が得にくい部分があるというご発言があったように思います。そういう難しい話以前に、専門家の間にもいろいろとらえ方の違いがあるということになりますと、その専門家探しというか、本当に参加していただきたい専門家はだれかということをごちらもよく考える必要があるという問題があると思います。その点、林委員にも前提として共有していただきたいというふうに思います。

【高橋（久）部会長】 今のお話はとても難しい話だと思っておりますが、他の委員の方のご発言はいかがでございましょうか。

【松田委員】 この資料2なのですけれども、ちょっと見せていただいて、やはり先ほどの意見にあったように、すべてに関してリスクコミュニケーションがかかわってくるというのは当然のことだと思っております。先ほどのお話ですと、何か自治体が行っていることに関してリスクコミュニケーションをするというような説明だった気がするのですけれども、それだとコミュニケーションじゃなくて、説明するだけではないんじゃないかなと感じたんですね。本当は、コミュニケーションと言うからには、最後の方で仰いましたが、やはり双方向できちんと都民の意見がどうやって反映されるかという仕組みもつくっておかなきゃいけないと思います。

そういうことを考えますと、先ほど交告先生が紹介してくださりましたが、やっぱり専門家の意見というのは素人にはなかなか伝わらないんですね。先ほどの10の5乗がどうのこうのというようなことは、まず人によっても全然解釈が違いますし、ど

という印象を持つかというのもまるっきり違いますので、専門家としてはやはり10の5乗でしか出しようがないのです。それを都の方で、いや、この10の5乗というのはこういう意味ですよということが、素人の消費者の方にきちんとわかるような形で翻訳して提供しなきゃいけない。

ですから、都としてやるべきことで一番大事なものは、専門家と消費者の間に立って、きちんとお互いの意見がスムーズに理解できるような格好で翻訳するといいますが、インタープリターとか、コネクターというような言葉を使って我々は言いますが、そういう役割が非常に大事なんじゃないかなというふうにちょっと感じました。

【市川委員】 今のお話は、行政の方がインタープリターとか、間に立って都民の方に翻訳をしていくような形というご発言と受けとめてよろしいのでしょうか。それはちょっと私としては、素直には「はい」と言えない立場です。なぜかと申しますと、自治体というのは基本的にはリスクを管理していく機関と思いますから、管理する機関が「任せてください」、「翻訳してきちんとお伝えします」と言ったところで、本当にきちんと伝わるのであれば了解しますけれども、最初のところでバイアスがかかってしまう、つまり課題の洗い出しやニーズの拾い出しの辺りでバイアスがかかってしまうと、本当に正しい翻訳なのかなという一抹の不安を感じます。間に入ってきちんと都民にわかる言葉で伝えるということに対しては、私にはどういう立場の方がいいのかなとちょっとすぐ即答はできないのですが、皆さん、教えてください。

【高橋（久）部会長】 大変重要な指摘だと思います。事務局、どうぞ。

【小川食品監視課長】 非常に過大な期待のような気がするのですが、東京都のあるべき姿というのは、いわゆる翻訳とかコーディネーターだけではなくて、自治体には説明責任とか、食中毒などのクライシスが常にあるわけですね。このような場合に、いかに安全・安心を確保するかというところについても、一番重要な役割を担っているんじゃないかと思います。ですから、もっと身近なところでの取り組みについて、より消費者、都民のニーズをとらえながらやっていくことにある程度視点を合わせるべきではないかなと思います。それから、松田委員がおっしゃったわかりやすい翻訳という意味は、ここに書いてありますように、「意義」を付加した情報、つまりその情報の意味というものをちゃんと付加して提供していくということだと思います。そういうところは重々私どもの方も心がけていくべきだと考えております。

【中村委員】 市川委員がおっしゃったことに異論を唱えることになると思うのですけれども、どういった組織であってもバイアスはかかるものなのです。だから、例えば専門家の言葉を一般消費者に伝えるという一種の翻訳、インタープリティングの仕事というのを、メディアはやっていますが、かなり大きなバイアスがかかることは事実ですね。比較的バイアスが少ないのは何かといたら、やはり自治体しかないと思います。それは様々な立場からの監視がきくという点があると思うからです。つまり、消費者側からのウォッチもできるし、生産者側、流通業者側からのウォッチもできるというので、そういう意味では行政に課せられた責任は大きいと思うのです。ですから、インタープリティング翻訳する機能というのは、自治体が持つべきじゃないかなと私は思っております。

例えば東京都なら東京都が翻訳というか、専門家の言葉を、あるいは専門家の考え

方、視点を消費者側に伝えるときには、なるべくバイアスのかからないような、どういう立場でもってこういう翻訳をしているのだということがかなり明確にわかるような形で伝えていただければと思っているのです。例えばどういう組織が、伝える、翻訳する場としてあるかなというのは行政、特に自治体は大きな責務があると私は思っています。

【松田委員】 市川さんは何か信用できないというような感じで言われたんですが、今中村委員がおっしゃったように、私も自治体が多分客観的にやるには一番いい組織かなというふうに思っています。高濱さんのところでやられると、どうしたって業界寄りになっちゃいますし、消費者団体の方がやられると、やっぱり受けはいいかもしれないけれども、メディアとか消費者団体がやると消費者寄りになってしまって、どうしても客観的な立場に立ってお互いに相互に伝えるというのは難しくなると思うんですよ。

例えば都がそのような役割を果たしてくれているかどうかというのを監視するのは、やっぱり都民の役割だと思います。その点で一番、都がきちんとやっているかどうかといことを、市川委員あたりがこういうところに出てきて、ちゃんとやっているかと監視しなきゃいけないということになるかと思うのです。やはりリスクコミュニケーションというのは、関係する人たちがみんなそれぞれに責任を負っているのだという自覚を持つことが一番大事なのではないかと思っています。

【高濱委員】 私自身はリスクコミュニケーションの専門家ではないので、この検討部会の委員としてふさわしいかどうか疑問ですが、食品企業側としては、それぞれ自分の企業が提供している食品の安全性等について、さまざまな角度から消費者の皆さんにも情報を提供しております。また、特にお客様相談室のようなお客様対応のための専門の組織もつくって、お客様にわかりやすい形で情報提供をし、苦情があればその苦情に丁寧にお答えしていくという努力をかねてから続けておりましたし、最近ではさらに充実した対応ができるよう努力しているところです。

先ほど松田委員が仰いましたが、やはり企業側の情報というのはバイアスがかかるという批判はどうしても免れない面もあるでしょうし、企業の知的所有権の面もあって、必ずしも十分提供できない分もあると思うのですね。そういう意味で、最も身近な自治体であり、また食に関して大変に知見があり、かつ中立的な立場にある都が、消費者の方にわかりやすい形で丁寧にいろいろと情報を提供されるということが重要であると思います。そういう意味では、都のリスクコミュニケーションのあり方を検討していただけるのは私どもとしては、本当に大事なことだと思いますし、期待を申し上げます。

ただ、若干意見を申し上げるとすると、都でいろいろフォーラムとか、それからホームページとか、さまざまな取り組みをされていると思います。しかし、リスクコミュニケーションの場合に一番影響力があるのは、今日は中村委員さんもおられますけれども、マスコミといいますか、新聞とかテレビ、そういうマスメディアに対してどういう形で情報を提供して、そのマスメディアの方がどういう形でそれを受けとめて、どういうふうに表現し、都民の皆さん、消費者の皆さんがそれをどういう形で受けとめるかということだと思います。そのようなルートがどのような形で円滑に働くかと

いうところが、リスクコミュニケーションの中では一番大事ではないかなという感じがいたしますので、その辺について、いろいろとご議論をいただければと思います。

【高橋（久）部会長】 中村委員、何かご意見はございますか。

【中村委員】 結論から申し上げますと名案はありません。どういう形でもってメディアが情報提供するかということでは、てんでんばらばらで、はっきりしたルールはないし、基準もありません。ただ、少なくともその提供の場を設けなければならないということは賛成ですので、これは何らかの形で情報提供する場があれば一番いいと思います。だから、ある意味ではどこがイニシアチブをとって情報提供するかというと、自治体しかないのですよね。自治体がある程度中立的な意見を出されれば、それを受けてメディアがいろいろ行動するというのが一つのパターンかなと考えておりますので、そういう意味でも自治体の役割は大きいのかなと思います。

といたしますのは、繰り返しになりますけれども、自治体というのはウォッチがきくんです。チェック・アンド・バランスがききますので、どこの利益代表でもないはず。高濱さんのような事業者であれば譲れない一線があると思います。それから、消費者団体でも譲れない一線があって、どうしてもそこまでは引き下がれない側面があると思います。ところが、自治体には、そのようなことはないのです。ないはずなのです。ですから、チェック・アンド・バランスがきくということ、それを受けてメディアが動くということが一番考えられるルート、体制かなというふうに今考えております。

【高橋（久）部会長】 ちょっと今の中村委員のご発言で言わせていただきますと、「はず」なんですけれども、これは消費者の言い分としては、どうも自治体は産業寄りなのではないかという不信感が常につきまわっているのです。それは単に不信感であって、事実か否かは別です。

【中村委員】 今、部会長がおっしゃったのはそのとおりで、確かに「はず」なんです。そうあるべき姿ですので、ぜひそれに近づいていただきたいというのが我々の願いです。だから、申し上げたいのは、自治体は必ずチェックがきくということですね。ほかの組織はなかなかチェックがきかないところがある。

【林委員】 やはりメディアの影響が非常に大きいわけですから、そのところをどうチェックするかというのは非常に大きな課題だろうと思います。例えば所沢のダイオキシンの問題にしても結局大きな被害が出たわけで、それも取り返しがつかないところがあるわけですね。ですから、それはやはりメディアとしてもきちんとした何らかの対応は必要なんじゃないだろうかと思います。

それからもう一つ、自治体もやはり「はず」ですから、つまり、リスクコミュニケーションの議論というのは、どこが絶対に中立的かということではなくて、それを相互に評価いながらチェックし合っていくということが基本的な発想なのだろうと思います。そうしますと、自治体の「はず」であるものを本来のものに近づけていくというふうな、そういう制度的な仕組みといたしますか、仕掛けが必要になってくるのかなと思います。

【市川委員】 あと、消費者の立場とすれば、情報の受け取り方ですね。多分人によっていろんな情報の受け取り方をすると思うのですけれども、情報の受け取り方を

きちんと冷静に受けとめたり、一つの情報だけではない、いろんな情報をきちんと探したり、求めていくというような姿勢を消費者が持てるように、教育とかを充実させるというのも必要だと考えます。

【高橋（久）部会長】 まだいろいろあるかと思いますが、ここでちょっとこの議論を一旦終わりにして、現在、都が行っているリスクコミュニケーションの現状について説明を伺って、さらに検討を進めたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

【中村食品安全担当係長】 それでは、事務局の方からご説明をさせていただきます。

お手元の3ページ、資料3の方をごらんいただきたいと思います。今現在、都が進めている取り組みということで簡単にまとめてございます。

大きくまとめまして、そこに1から5までというような形でまとめてございます。まず1点がホームページ等を通じた情報提供ということで、これは各局それぞれ所管をしている事項につきましてホームページを設けるなり、あるいは私ども福祉保健局におきましては、メールマガジン、情報誌ですとか、あとは、この都庁の2階にございます「健康情報館」という常設の展示施設等がございます。こういうところで情報提供を行っているという状況でございます。

2点目といたしまして、食品の安全に関する専門スタッフが相談窓口というような形で相談を受けているということでございます。これもそれぞれ所管局で、食品衛生に関することにつきましては福祉保健局、消費生活に関することにつきましては生活文化局、農林水産業に関する相談につきましては産業労働局、それから食肉、BSEですとか、そういうことに関しての相談窓口ということで、卸売市場の方でそういった窓口を設けてございます。

4ページの方をごらんいただきますと、都民からの意見、あるいは情報の募集ということですが、それぞれ私どもの食品の安全活動の計画とか事業施策をつくりますときに、都民の方、あるいは事業者の方からパブリックコメントの募集というような形で意見をちょうだいしております。そのほかに生活調査員という、都民の方から応募をいただきまして、今現在、食品表示の調査を年間お願いしているというような事業もやっております。それから、特に食品の安全ということに限りませんで、広く都民の方からご相談、ご要望等を受け付ける「都民の声」の窓口というのを設置してございます。

それから4点目としまして、審議会等への都民参加と情報提供ですが、その1つとして、まさにこの「食品安全審議会」などの知事の附属機関がございます。これにつきましては、食品安全推進計画の策定など、施策への反映というような形でご審議をいただいております。そのほかに「食品安全情報評価委員会」という委員会も設置しており、専門家の方からさまざまな食品の安全に関する科学的な評価をいただきまして、その施策への反映を図っているものでございます。更に、食品の安全だけに限りませんで、消費生活に基づきますさまざまな課題につきまして、「消費生活対策審議会」を設けまして、ご意見をいただきながら施策への反映を図っております。また、農林水産物の生産段階におけます生産情報の提供等の事業につきましては、「都民の

食の安全推進協議会」を設けまして、それぞれの施策へのご意見をいただいております。

最後の5点目ですが、意見交換の実施ということで、都と、それから都民の方、事業者の方、さまざまな方に食の安全についてのご意見の交換をしていただくというような場を設けてございます。1つ目に、「食の安全都民フォーラム」を年2回ないしは3回くらい実施してございます。次に、インターネット上で、そういった関係者の方々の自由な意見を交換していただくことを目的とした「食品安全ネットフォーラム」というものをインターネット上に開設いたしまして、さまざまな課題につきまして意見の交換などを行っていただいております。食品の安全に限らず、商品、サービスの安全につきまして、「くらしのリスクミひろば」というものを、インターネット上でそういった意見の交換をしていただけるという場として設けてございます。その他に、中央卸売市場におきましては、「中央卸売市場消費者事業委員会」というものを設けまして、年2回程度、事業者、都、都民の方と、市場におけるそういった食品の取り扱い等についての意見交換を行っているというところでございます。

5ページでございますが、今申し上げました内容をちょっと体系的に整理してみました。一番上の方にリスクコミュニケーションというくりで、矢印といいますか、三角で結んでいるものがございます。1つの流れというようなものでまとめてみました。

まず、リスクコミュニケーションをするに当たっては、情報提供というものが必要になってまいります。その情報提供を出す前の段階で、一番左になります。リスク情報の分析ですとか、整理、評価というようなものが当然必要になってまいります。これについて、都におきましては、例えば食品安全対策推進調整会議というものを設けております。これは各局が集まりまして、さまざまな施策の検討ですとか、情報交換等を行っている組織でございます。その他に、行政と専門家との検討を目的として、先ほど申し上げました食品安全情報評価委員会というものを設け、専門家同士による検討、さらにその専門家からの提言を受けた行政施策への反映と、そのようなものも実施しております。

そこで検討されました情報をわかりやすく提供するというような形ですが、提供方法につきましては、先ほど申し上げましたホームページですとか、あるいは情報誌というのもございますし、それから、先ほどちょっとマスコミというお話が出ましたけれども、報道機関等への公表というものをやっております。東京都にもプレスセンターといいますか、各報道機関が入ったところがございますので、そういうところを活用して情報提供しております。それから、緊急的な情報といいますか、例えば食中毒が発生したとかというようなことにつきましても、適宜報道機関への公表というものも行っております。さらには、意見の募集ですとか、あるいは専門スタッフによる相談窓口ですとか、そういうものを設けて、関係者の情報の受けとめ方、あるいはその要望の把握というようなものを行っております。それをさらに一歩進めまして、では実際に都が取り組んでいる取り組みですとか、そういったリスクに対する正しい理解をしていただくための取り組みということで、都民フォーラムですとか、ネットフォーラム等々を実施しているということです。最終的には、それぞれの関係者

の役割が出てまいりますので、そういうものをどうしていくのかというようなところで、審議会等々で各関係の代表の方にご参加いただきまして、それぞれの役割、もちろん都の施策というような部分を含めてご検討いただき、都として必要とされる事項については施策への反映を図り、施策を実施しているところです。現在、このような取り組みを進めているということでございます。

それから、資料4の方でございますが、今ざっとリスクコミュニケーションの流れというものを説明しましたけれども、そうしますと、我々が今取り組んでいるリスクコミュニケーションを使った取り組みというのは、パターンが3つほどに分けられるのかなということで、これは整理のための資料ということで、イメージとして作成をしてみました。

ただいま申し上げましたようなリスクコミュニケーションの流れの中で、まず1つ目のパターンですが、「施策決定に係るリスクコミュニケーション」というのがあるだろうと考えました。我々が行う施策に関係者の方の意見反映を図るというリスクコミュニケーションです。事業計画等の作成におきましては、まず行政内部での調整を行いまして、施策についての案を公表いたします。この案につきまして、例えばパブリックコメント等の募集を行いまして、さらに事業者の方、都民の方に入っていて意見交換を行います。最終的には、そういった関係者の方の意見を踏まえた施策を決定し、実施をしていくのですが、そのためのツールとしてリスクコミュニケーションを活用するというのが、1つあるかと思います。

それから、2つ目のパターンですが、食品の安全に関する普及啓発的なリスクコミュニケーションと言わせていただいておりますが、いわゆる平常時といいますか、「食の安全に対する理解を進めるためのリスクコミュニケーション」ということでございます。これにつきましては、やはりリスク情報を出すに当たっては、行政内部での調整ですとか、あるいは専門家間での検討であるとか、専門家と行政による検討というものを行いまして、わかりやすく、冒頭にちょっと課長の方から説明しましたとおり、疑問に答える「意義」を付加して、そういった情報を出していくということですね。それに対しましては、相談窓口を設置したり、あるいは情報の受けとめ方、どういふふうに受けとめられているのかという意識調査のようなものを行ったりということ踏まえて、さらに都民の方、事業者の方との情報・意見交換を行い、それぞれの役割を検討いたしまして、その中で都としてやらなければいけないものを施策への反映を図っていく。こういうものが1つあるだろうと思います。

それから、3つ目のパターンですが、これは「危機管理に即したリスクコミ」という形で、クライシスコミュニケーションにつながる話かと思っております。1つは、やはり情報を出していく前に行政内部での調整ですとか、あるいは専門家と行政との検討、さらには、やはり緊急的に規制等の必要が出てまいりますので、そういった規制の対象となるような利害関係者とのリスクコミュニケーションも場合によってはあるのだろうと考えています。このようなことをまとめまして、緊急的な情報提供ということで、ファクトシートの公表ですとか、あるいは健康への影響、我々都が取り組む内容、それから都民の方が被害を防止するために具体的にどうしたらいいのかといったような方法、こういうものを緊急的に提供していくということです。更には、そういったも

のに対する緊急相談窓口の設置ということで、直近では、鳥インフルエンザが昨年発生しましたときに、夜間、それから休日対応の電話を設置したというようなこともございます。そのような形で緊急の相談窓口を設置する等を行いまして、事態の収束等を図っていくと。事態の収束が一定程度行われましたら、事後の検証も含めて、パターン2の3者による意見交換、さらには施策への反映というところにつなげていけるのかなと。このような形で整理をしてみました。

以上が資料の4でございます。

それから、今、ちょっとパターンのようなものを申し上げましたが、実際問題、今まで都が具体的にどのような事例に取り組んでまいったかということにつきまして、次のページからご説明をさせていただければと思います。資料5でございますが、リスクコミュニケーションの具体的な事例ということで、まず第1点としまして、どちらかという、これはクライシスコミュニケーションに近いものになるのですが、都内産農産物の残留農薬についてという事例でございます。

概要につきましては、平成14年になりますけれども、都内で生産されましたキュウリから、食品衛生法の残留基準を超えた有機塩素系の農薬「ディルドリン」と「エンドリン」が検出をされたという件でございます。もちろんこの情報を直ちに出すということも考えたのですが、このまま出しますと、やはりちょっと情報としては不十分だろうと考えまして、先ほど申し上げました「意義」の部分の情報を付加して出していこうということで、検討を行った事例です。

1点目は、原因の糾明でございますが、これにつきましては、当該キュウリが生産されました土壤等の検査を行いました。その結果、やはり土壤中に有機塩素系農薬が残留しておりました。昭和50年に農薬として登録が失効されておまして、実際には昭和46年ぐらいから使用の中止は行われていたのですけれども、やはり残留性が高いということ、それから、キュウリなどのウリ科は特異的にそういった農薬を吸収するというような特異性がございまして、それが原因だろうということになりました。

それから2点目としまして、健康への影響ということ検討を行いました。ディルドリン、エンドリンにつきましては、ADI(1日許容摂取量)が明確となっておりますので、それを元に計算してまいりますと、今回検出されたのは0.06ppmのディルドリンですけれども、それを含むキュウリを1日85グラム、約1本を一生食べ続けても影響はないと考えられるということです。ちなみに、国民栄養調査では、国民1人当たりの1日のキュウリの摂取量は11.5グラムということでございます。

3点目でございますが、販売状況、つまり広がりがあるのかどうかということでございます。これにつきましては、販売店以外での販売はなかったという確認ができたということでございます。

それから、8ページ目にまいりまして、改善策は打ち出せるのかということで検討しました。この辺が重要になってまいりまして、まず1点は、生産者に対しましては、キュウリの出荷を自粛させました。それからもう1つは、土壤中にやはり残留しておりますので、土壤の改良の指導をする。もう1つ、野菜類以外の農産物で、ちなみにこの畑からとれたほかの農産物も検査したのですが、キュウリ以外には基準を超えるようなものはなかったということでございます。ですから、そういったウリ

科ではなくて、ほかの農産物にするとか、あるいは花卉等への転作等を指導してまいりました。それから、その畑ではなくて都内全域はどうかということで、都内全域のキュウリを作付する畑の土壌の農薬検査の実施、それから、キュウリだけに限らず、主要農産物についても土壌等の検査を行っていくというような対策を打ち出したところ です。

こういった対策等も含めまして、7月30日になりますが、新聞発表等をしました。その結果、報道機関も非常に正しくこういった情報を伝えていただきまして、特に都内産キュウリの買え控え等の混乱はなかったというような事例でございます。

続きまして、9ページでございますが、これは、先ほどもご説明しましたパターン2の平常時のリスクコミュニケーションの事例ということになると思います。概要としましては、カンピロバクター食中毒が東京におきまして増えております。平成14年、あるいは15年におきましては、病原物質別、いわゆる細菌別の発生件数は2位になっています。

やはり鶏肉との因果関係が非常に疑われてございまして、2のところ「食品とカンピロバクター（課題）」と書いてございまして、やはり鶏肉の4割から6割程度はカンピロバクターが検出されるということでございます。さらに、少量の菌で発症するという、それから、飲食店で多く発生をしているのですけれども、例えば学校の調理実習での事件とか、そういうものも毎年報告されているということです。

このように高率に鶏肉にはカンピロバクターが付着していますので、気をつけてくださいという情報だけでは、やはり必要以上の不安を与えることにもなりますし、カンピロバクター食中毒というのは、きちんと加熱をすれば間違いなく防げるということでございますので、そういったきちんとした加熱の方法をどうすればいいのかというような情報を付加して提供すべきではないかということで、食品安全情報評価委員会、専門家で組織される機関ですけれども、そちらの方でどのような情報提供の仕方がいいのか検討をしていただいたということでございます。

それが9ページの下から10ページの方にかけて書いてございます。まずその加熱方法としまして、10ページの上の方に書いてございますが、カンピロバクターにつきましては、60度1分で加熱をしますと90%以上の菌が死滅いたします。しかし、実際家庭、あるいは飲食店でも60度1分というのを計測するのはまず不可能でございますので、それを確認する方法というような形でのデータを収集してまいりました。肉だangoですとか、焼き鳥ですとか、バーベキューですとか、あるいは電子レンジによる下ごしらえというようなもの、さまざまな温度、時間を変えて検討しましたが、結果的には中心部まで肉の色が変化しているということを確認すれば、ほぼ菌は死滅しているというデータが得られました。あとは、冷凍のお肉を焼く場合には、表面が焦げていても、やはり中が生の場合がございますので、そういう場合には、例えば油の温度ですとか、火加減に気をつけるとか、そのようなデータを収集していったということでございます。その他に、調理器具や手や指の洗浄方法につきましてもデータを集めてまいりました。その結果も、やはり熱湯で消毒することによる効果が高いのですがその他にも、例えば手を石けんで洗う場合には、2度洗いすると1,000分の1まで菌の量が減るとか、そのようなデータを得られたということでございます。

こういった各種のデータを元に、これは第1回目の審議会の方でお配りさせていただきましたが、カンピロバクター食中毒予防に向けたパンフレット等をつくりまして、目で見えるような形で情報を提供していくと同時に、Q & Aのようなものを作成いたしました。情報提供をしていったという状況でございます。これが事例の2という形になります。

そのほか、参考資料としまして、やはり食品安全情報評価委員会の方でまとめていただきました、「水銀を含有する魚介類の摂食に関する注意事項」ですとか、あるいは、さきにちょっとお話が出ましたけれども、参考資料2の方で、今現在私どもがやっています「食の安全都民フォーラム」について、どのような内容で今まで実施をしているのかというものもつけてございます。時間の都合でちょっとご説明申し上げられませんが、これにつきましては後ほどごらんいただければと思います。

事務局の方からは以上でございます。

【高橋（久）部会長】 ただいまの説明に関してご質問等ありましたら、どうぞ。

【高濱委員】 資料3で、都におけるリスクコミュニケーションの取り組みの様々な手段がいろいろ書かれておりますが、リスクコミュニケーションというのは、1つの手法だけじゃなくいろいろな手法を組み合わせ、地道にやっていただくというような「積み上げ」が重要ななと思っております。また、それぞれの手法については、一定の段階で評価をし、さらに改善していただくということが大事ななと思っております。

それから、緊急的な情報提供の中で、報道機関への公表というのがございましたけれども、先ほどちょっと私が申し上げたこととも関係しますが、テレビとか新聞、そういうマスメディアの方への情報の提供の仕方として、こういう緊急的なときだけではなくて、絶えずマスメディアの方と東京都の方とが意見を交換し合う定期的な場があればよいのではないかなと思います。先ほどプレスセンターとおっしゃられましたけれども、定期的にそれぞれの時点で話題になりそうなことを意見交換しておられるような場というのはあるのでしょうか。

【小川食品監視課長】 そのような目的を持った場はありません。ただ、私どもがプレスに発表するときには、必ず受け答え、問い合わせ等がございます。緊急度に応じまして、記者会見、資料の配布と2つの方法がありますけれども、必ずそのときには受け答えの方法があります。

ただ、今おっしゃったのは、そういう事件事故がある前に通常から何か懇談会みたいな場があるのだろうかということだと思いますが、私どもではなく知事には、定例記者会見という場がありますが、私どものレベルではなかなかそのような状況には今のところありません。

【湯田委員】 今のお話にちょっと関連しますが、昨年、カンピロバクターの情報評価委員会の結果が出てプレスをする前に、私どもの方に直接、鶏肉の業界に対しての影響はどうだろうかとお相談がありまして、業界の方にもそのような話をさせていただきました。ちょうど鳥インフルエンザが非常にはやっていた時期と重なったので、鳥インフルエンザだけでも売上減ということだったのですが、カンピロバクターの食中毒はやはり鶏肉が原因となりリスクは十分あるということで、業界の方にもお話を

させていただき、十分理解をしていただきました。メディアが余り取り上げなかった  
ので、一般の消費者の方にはそういう情報がなかなか伝わらなかったのではないかと  
思いますが、このことは余り売り上げには影響がなかったと伺っております。

あと、危機管理・クライシスコミュニケーションのことが書かれておりますけれど  
も、前回の親会議のときの話しでは、リスクコミュニケーションのあり方について、  
予防のためのリスクコミュニケーションと、クライシスコミュニケーションは別だ  
という話だったと思います。私もよくその辺はわからないのですが、何となく私は一緒  
かなと感じております。

我々事業者の立場から言わせてもらおうと、何かが起こったときどうするかというこ  
とが、非常に大切なことなのです。特にこの前、偽装表示が多発したころから、やっ  
ぱり事業者の方も、今は隠す時代じゃないよと、きちんとしたものを外に向かって発  
信するということが必要だという認識があります。めったに実施できないのですが、  
何か事件を起こした経験者から話を聞くということをやっております。一番大きな事  
故の経験者からお話を聞きました。そこは今、コンプライアンス室というのを立ち上  
げましてやっておりますけれども、その役員の方にお話をしたら快く引き受けてい  
ただいて、私どもはどう対応をしたとか、その後どの様に企業の建て直しを図ってい  
るかとか、そんなことを事業者に向けて実施したのですが、そのときはすごく会場が  
満員になるぐらいの集まりがありました。

このように、事業者としてはやはり危機管理が今一番重要と考えております。来週、  
また一部の地域の人たちを集めて、いわゆる事業者の危機管理という講演会みたいな  
ことをやるのですが、皆さんの関心が高いようで、200人近く集まるのですよね。  
対応をどうするかというのが今事業者にとっては一番大切であり、コミュニケーション  
の一つかなと、そんなことをちょっと感じております。

【中村委員】 湯田委員がおっしゃったことに関連するのですが、クライシ  
スコミュニケーションのところで、一番右の方に「事後の検証を含む」というふうに  
書いてあるんですが、特にクライシスコミュニケーションなのですから、一番重  
要なのは、なぜ起こったのか、どうして起こったのか、それから、起こった理由はど  
こに瑕疵があったのかということ、きちんと失敗の原因として残しておく、あるいは、  
その情報を共有するということが非常に重要なことだと思うのですよね。ですから、  
このようなことが都の中で過去に行われたものがあるのかどうか、あるいは行う  
ような部局があるのかどうか、それをまずお伺いしたい。そうでないと、同じ間違い  
を再び起こすことになり得るのですよね。これは都だけではなくていろんな組織に言  
えるので当然必要だと思うのですが、都は要望が強いだけに、それだけやっぱりきち  
んとしてもらわなきゃ困るということです。

それから、5ページ目に、「行政内での調整」の一番上のところ、「食品安全対策  
推進調整会議」というのがありますが、これは常設の会議ですよ。これが、過去何  
回ぐらい開かれたのかお伺いしたい。実際、体制は整っているとはどこの組織でもよ  
くおっしゃるんですが、それが機能しているかどうかというのはまた全く別の問題だ  
と思うんですね。ですから、こういう調整機関はすごく重要だと思うのですが、果た  
してどれくらいの頻度でどれくらいの機能を果たしているのかということ、伺いた

いと思うのですが。

【小川食品監視課長】 それでは、まず「事後の検証を含む」というところです。私どもが実施した例としては、先ほどのカンピロバクターによる食中毒では、学校の調理実習で知識不足のために本来ならば捨ててしまわなくてはいけないものを喫食したことによる事例が二、三度続きましたので、はっきりと原因を付して学校関係者の方に通達を出し、注意を喚起するとともに、私どもの通常の指導の中でも、そのような事例があるので十分注意するようにというフォローの対策は、事件が起こった後常にとっております。

また、原因を調査すると、社会福祉施設などの場合では、通常の食中毒の対応だけでは無理な場合があります。例えば掃除のほこりとか、トイレの洗浄とか、浴槽の問題など様々な問題があることがわかってきましたので、それらをまとめ、食中毒以外にも感染症や環境の面からもアプローチした総合マニュアルを作成しました。

このように常に原因を追求した後のフォローについては、当然私ども自治体としての重要な責務でございますので、実施しているつもりです。

【中村委員】 そういう組織があるのかどうかということなのですね。アーカイブスとして、例えば経験値として蓄積していく組織とか、体制があるのかどうかということなんです。

【高橋（久）部会長】 それと、連絡調整会議が機能しているのかということですね。

【中村委員】 ええ、調整会議が機能しているのかという問題ですね。

【中村食品安全担当係長】 食品安全対策推進調整会議ですが、これは平成14年の12月に設置をいたしまして、ほぼ月1回ぐらいのペースで開催して、各局の取り組みの調整、それからお互いの情報交換というような形でやっています。それとまた、この会のさらに下にBSE検討部会などというような部会も設けまして、それぞれ個別の課題にも対応する組織を作り、やはりこれも定期的に月1回、ないしは2カ月に1回ぐらいのペースで連絡調整等を行っているという状況でございます。

【湯田委員】 我々業者に対しては、そういう情報提供は保健所を通じて行っていると思います。例えば今ご発言のあったノロウイルスとか、カンピロバクターについては、事業者に対しての講習会を頻繁に実施していますので、新しい情報提供を常に行政の方から受けております。ですから、定期的に行っているというわけではないですが、業界の事業者の集まりのときには、最近の情報というようなことで、常に衛生講習会という場で受けております。

【林委員】 資料3は、今やっているコミュニケーションということだと思うのですが、すけれども、消費生活条例の意見の申し出制度はどこに入るのかなというのが1つ疑問であります。

それからあと、保健所ですね。出先で一番身近な場所にある保健所が何をやっているのかということがここに書かれていない。保健所というのはそういうリスクコミュニケーションをやっていないのか。やっているとしたら、どんなことをやっているのかというのを教えていただければと思います。

それから、この6ページの図ですけれども、言葉的に言いますと、「普及啓発的な

リスクコミュニケーション」というのがちょっと……。要するに既に決まったものを普及させるだとか、あるものを啓発するだとかというのは、コミュニケーションという言葉にはなじまないかなと私は思います。普及啓発活動という自治体の仕事もあるとは思いますが、その辺は少し整理をされた方がいいのかなというふうに思います。

最大の問題は、パターン1、パターン2にしても、この4つ目の「都、都民、事業者による意見交換」をどういうふうにやるのが最大のポイントだと思うのですね。パブリックコメントというのは、こちらを書いてよく出しますが、採用されるものもあれば、採用されないものもある。なぜ採用されないかはよくわからないということがありますが、その後の意見交換というのはどういう仕組みでやるのか。ここの中に双方向のやりとりになってきて、そこでの合意の形成が今後の施策の有効性を高めるということになるのだらうと思います。要するにこの部会の言ってみれば最大のテーマは、この仕組みをどういうふうに考えるのかということだと私は思います。

【高橋（久）部会長】 事務局、よろしくお願いします。

【中村食品安全担当係長】 まず、消費生活条例第8条に基づく申し出制度がどういふふうに位置づけられるのかということですが、この図でいきますとちょっと順序が逆になるのかなと思いますが、まずは関係者の方の受けとめ方というものを把握いたしまして、我々がその必要に応じて調査を行うと。その調査結果を情報提供していく、さらに施策へ反映する、そんなような順番で整理できるのかなというふうに考えております。

それから、2点目の保健所の役割という部分でございますが、少し書いてあるのですが、3ページの「専門スタッフによる相談窓口」というところに、食品衛生・食品表示に関する相談を実施する場として、本庁、それから都保健所、検査所というような形で書いてございます。いわゆる相談業務をメインに行っています。

その他、各保健所でもホームページを出してありまして、情報提供もやっておりますし、あるいは都民の方からの意見というようなことで、各地域の保健医療計画をつくってございます。これらの中には、当然住民の方がご参加いただいて、毎年定期的につくっているものもございます。また、保健所独自に、コラボレーション事業と呼んでいるんですが、実際に都民の方にご参加いただいて、スーパーマーケットですとか、工場ですとか、そういうところを見ていただいた後で、事業者と、都民の方と、それから保健所も入って意見交換を行うとか、そんな事業も組んでございます。ですので、ここに書いてあるような内容については、それぞれ保健所でもやっているというふうにご理解いただければと思います。

【小川食品監視課長】 林委員がおっしゃられました最後のところですが、都民、事業者とどういふふうに意見交換を進めていくかということは、今テーマとして諮問している内容に直接かかわることだと思います。私どもの一番の悩みどころは、単なる意見交換会をやればいいのかということです。これは別に国の批判ではないのですが、国は例えばBSEの関係で50回実施しているわけですね。いろんなご意見をいただいていますけれども、その中で直接お答えできるものとか、お答えできない

ものとか、様々なことを言うておりますが、そういう意見交換会というのはリスクコミュニケーションなのだろうかということや、また私どもが実施する場合には果たしてそのとおりをやればいいのかなど、これからどういうふうに進めていくのが一番いいのか、皆さん方のアイデアやご意見を伺いたいと思います。

ただ単に場を設けるだけでいいとは、今のところ私どもは考えておりません。リスク情報を的確に提供する上で、理解を深めるための様々な工夫とか、施策へ反映できるようなやり方とか、そのような「ねらい」を担保できる方法などを、技術的なことも含めまして皆さん方にご検討をいただきたいと考えている次第です。

【高橋（久）部会長】 今の林委員のご質問、そして小川課長のご返答が、この次の資料6の今後の方向性ということになるのかと思います。このことについてどうぞご説明をよろしく願いいたします。

【小川食品監視課長】 それでは、部会長の方から今お話がありましたので、資料の6、11ページをご覧いただきたいと思います。

これが、これから皆さん方にぜひともご検討いただきたい内容なのですが、この資料につきましても検討の方向性ということで、私どもの事務局が作ったものですから「たたき台」でございます。

東京の地域特性をやはりある程度踏まえた形では何かできないだろうかと考えました。都の地域特性というのは、言わずもがなですが人口が多いということと、それから、多種多様な食品が都外のみならず外国から流入してくる、つまり物流の拠点でもあるわけですね。また、膨大な情報もやはり集積されてきます。これは、首都という特性から、当然起こってくるわけです。

このような背景を踏まえ、正しい理解を浸透させるにはどのようにすべきかをいろいろと考えますと、首都人口1,200万といいましても様々な考え方を持つ人たちがいるわけですね。例えば食品の安全に関心が非常に深い方、全く関心のない方、専門的な知識をたくさん持っている方、余りない方、それから高齢者であるとか、乳幼児であるとか、一般の人とか、多種多様な方たちが様々な考え方を持って、食というものに毎日向き合っているわけですから、そのような人たちとどのように対話というか、リスクコミュニケーションを進めていくべきだろうか考える次第です。

それから2段目になりますが、全国及び世界中から食材が集中してくるわけですが、そのように食品を都外から出荷してくる人や輸入する人たちとも当然理解を深めていかななくてはならないと思います。このような東京都の地域特性というのをある程度頭の中に描きながら、どのようにリスクコミュニケーションを充実させていくのかということで、「視点」という言い方をしておりますが、本来ならば「課題」ということなのかもしれません。

このような背景を踏まえ、「リスクコミュニケーションを充実するための視点」として次の3つの案をまとめさせていただきました。1つ目は、「役立つ情報を迅速により広く、わかりやすく発信すること」です。これは、様々な年齢層とか生活様式がある中で、それぞれの方たちの疑問とか要望に合った内容で正しい情報を速やかに広く伝えることが求められるとの考えから導きました。これも全く課題ですが、情報を迅速に「より広く、わかりやすく」発信する必要があると。そして、どのような施

策をとればよいかということです。

2つ目は、「『率直な意見交換』を進めること」です。要は、「赤裸々に」ということです。先ほど自治体というのは客観的な立場であるというお話もありました。膨大な食品や情報があふれ、更に先ほど申しました様々な考え方があるという背景を踏まえた上で関係者との対話やリスクミを行っていくためには、客観的な立場である自治体としての都の立場で、関係者が相互に理解を深めるための疑問や意見を率直に交換することが重要と考えております。率直に意見交換するというのは、場合によっては弱点をさらけ出す必要があるのかなとも考えますが、様々な意見・疑問に「よりきめ細かく」対応する必要性があるだろうと考えます。

3つ目には、何度も申しましたが、「ともに考えていく」ことです。自治体だけではなく、業者だけではなく、また都民だけではなく、関係者が食品の安全確保に向けてそれぞれできることを話し合いながら、取り組みを進めていくということです。当然その中には様々なギャップの話もあるでしょうから、その中で少しでも距離を近づけながら議論を深めていくと。

以上申し上げました3点が、これから都が進めていくリスクコミュニケーションを検討する上で視点となると考え、非常に雑駁な資料で申しわけないんですが今後議論を進めていただく上での一つの方向性ということで資料を出しました。

以上でございます。

【高橋（久）部会長】 ただいまのご説明及び今日全体のことに关しまして、ご意見、ご質問をどうぞ。

【市川委員】 2番目の率直なリスク情報の提供というところで、膨大な情報があふれる中で、常に正確なという表現がしてあるのですが、私は、「正確」という言葉は難しいと思うのですね。どこまでをもって正確とするのかと考えると、例えば出すべき情報がタイムリーに出せないなど、そのような危惧はないのかなと思います。あと、やはり事実をきちんと伝えていく。その時点で100%正確でなくても、事実として伝えてもらうということをしては要望したいと思います。正確さというのは、その後で検証され直すこともあるかもしれませんが、正確に提供するというのに100%こだわって、その時期を逃していただきたくないと思います。

【高橋（久）部会長】 大変難しいご注文かと思いますが、要は、余りにも科学的な正確さを求める余り、注意喚起その他が後手にならないことを期待するということでよろしいですね。

【市川委員】 はい。

【中村委員】 先ほどどなたかがおっしゃったことなのですが、全体的な話の中で、今後の検討の方向性についてですけれども、例えば6ページ目のところに、パターン1、パターン2、パターン3ということで書いてありますけれども、特にパターン3は、事業者の方も含めて非常に関心のあることだと思っております。クライシスコミュニケーションの一番問題になるころだと思っております。一旦イベントが起きたときにどうするかということなのですが、これはリスクコミュニケーションのワン・オブ・ゼムという認識を持たないと、全体が誤ってしまうのではないかという気がするんです。リスクコミュニケーションとは、常日ごろからどういうふうなリスクという

ものをきちんと伝えていくか、あるいは共有するかということが重要なのであって、何かイベントが起きたときにどうするかというのはほんの一コマじゃないかなという気がするんですね。

といたしますのは、今、リスクコミュニケーションばかりで、別に行政だけではなくて、いろんな民間の団体などでも、随分リスクコミュニケーションのセミナーも含めて多く実施されていますが、ほとんどがクライシスコミュニケーションなんですね。ある会社に問題が起きたときに、どうしたらテレビ、新聞の記者を追い返せるかというのがほとんどで、実は我々から見るとそんなものはリスクコミュニケーションでも何でもないわけです。

リスクコミュニケーションは、もっと日ごろの地道な活動が重要なのであって、そこを重点にどうやったらいいのか。例えば小川さんがおっしゃったように、意見交換会は現状のままでいいのかどうか。もうちょっと意見を共有する、深めていただくにはどういう形があるのかということを中心にきちんと知っていかないと、クライシスコミュニケーションばかりに足を引っ張られて、問題の本質が見えなくなってしまうのではという気がどうしてもします。だから、確かにクライシスコミュニケーションも非常に重要なファクターであり、非常に関心のあるところなんですけど、もう少し地道なところに重点を置いたこの場での議論が必要かなということをおもいました。

【高濱委員】 私も中村委員がおっしゃったことに基本的に賛成です。先ほど都とマスコミの方とそういう常日ごろ意見交換をする場がないのかという質問も、基本的には問題が起こったときだけ何かマスコミに発表するというのではなくて、そういう地道な日ごろから平時のリスクコミュニケーションが大変大事じゃないかなと、そんな問題意識でちょっとお尋ねしたわけでございます。やはり平時の問題と緊急時の問題というのはある程度分けて考えて、今回のリスクコミュニケーションのあり方というのは、どちらかといえば、緊急時の問題というよりは、平時の地道なリスクコミュニケーションのあり方をむしろ議論する場じゃないかなと、こういうふうに私は受け取ったのですが、この点については皆さん方でご議論していただきたいと思っております。

それから、リスクコミュニケーションの検討の方向性のところですけども、特に食品の安全性の確保について、この前、食の安全都民フォーラムで、たしか都の方がおっしゃっていたかと思いますが、食品の安全性ということを見れば、30年前、40年前と比べて現在は、はるかにレベルは上がっているというわけですね。食品の安全の確保ははるかにレベルが上がっているにもかかわらず、安心という面で必ずしも十分な安心が確保されていない。そこに非常に大きな問題があるということで、なぜそうなっているかという問題意識が重要かと思っております。

それから、通常に生産されて、通常に売られている食品のほとんどは、消費者にとって安全が確保されているという認識をきちんとまず共有していただいた上で、いろいろコミュニケーションをしていくというのが大事ではないかなと思っております。危機感を何となくあおっていくような形で進められるのは、問題があるんじゃないかなというふうに思います。

【丸山副部長】 方向性ということでいきますと、東京都という1,200万の人たちにどうリスクコミュニケーションをしていくかということと、この資料6に書い

であるのは一見矛盾するような感じですよ。 「わかりやすく」「細かく」「深く」なんていうのは、これは「より」というのがみそなんですけれども、非常に矛盾したような表現になっている。

私が思うのは、先ほどからお話が出ていますように、こうあるべきとか、そういうことというのは余り深く考えない方がいいのではないのかということです。 やっぱりトライアルをしていくということが一番大事なのではないのかなというふうに思います。 この資料の5ページ、6ページは大変うまくできているのですよね。 都の方たちは大変優秀な方なので、どこから質問されても、ここはこういうつもりですとかということが、漏れなくこういうところにちゃんと書けるようなものをいつもつくってくださる。

これも、先ほどからお話が出ていますように、いかにそれを機能させるかということの方が大事であって、ここに落とし込んでいくとかということは余り一生懸命にならなくても、特にこのリスクコミュニケーションというのは、何度も繰り返し実施し、失敗があったら、その失敗を検証して、それを繰り返さないように次のステップにつなげていけるようなことを継続してやるのが一番大事なのだと考えます。 お願いしたいことは、あるいはこの論議の中でも共有したいことは、これが最後なんだとか、何かうまくまとめようとかというようなことを余り考えないでやる方がいいのではないかなという印象を持っております。

【松田委員】 トライアルというのもいい考えなのかなと思うのですが、やはり委員会としては何らかの結論を出さなきゃいけないだろうから、つらいところだなというふうには感じます。

先ほどの中村委員のお話なのですが、私も、6ページの図を見せていただいたときに、パターン3というのはちょっとおかしいかなというふうに感じました。 これは言葉の定義の問題にもなってしまうので、言っても仕方がないのですが、リスクというのはやはり確率の問題なんですね。 最終的にはどういった危害がどのぐらいの確率で起きるかというようなのを前提にして話していますので、1回起きちゃったやつはもうリスクとは本当は言わないはずですよ。

それで、パターン3の左側の網かけの部分というのは、これはもう1回起きちゃったときにどうするかということなので、危機管理マニュアルがあれば本来それでいいのだと思います。 そのときにはコミュニケーションじゃなくて、都民の被害を減らすために一体何をやればいいのかというのがきちんとできていれば、それはもうコミュニケーションするというか、意見交換でなくても、きちんと実施されなければならないと思います。 その後、それがうまくいったかどうかというのをもう一回考えるというのがリスクコミュニケーションの中に入ってくるのかなと。 ですから、この矢印の部分は多分リスクコミュニケーションの中に入れなきゃいけない部分だろうとは思いますが、少なくともこの網かけの部分というのはちょっと違うのかなというように感じました。

それと、リスクコミュニケーションの検討の方向性の前に、今、都がどうやってリスクコミュニケーションをしているか、いろんなことをやっていますというようなのが資料3に書いてありますが、これは私の立場から言うと非常にありがたいというか、

うれしいことなんですけれども、インターネットを使うケースというのは随分あるんですよ。これは東京都だからいいのかなという気がしますが、山間部とか郡部に行くと、まずこれでコミュニケーションできる消費者というのはほとんどいないと。それで、高齢者とか、乳幼児とかというようなハイリスクのグループにも、多分ネットを使ってのコミュニケーションというのはいまよくないかなという気がするんです。その辺をどうしたらいいのか。紙媒体でやったらいいのか、直接フェイス・トゥ・フェイスでやる必要があるのかとか、そういういろんなことを考えなきゃいけない。

ただ、一番効率がいい、いろんな情報をいろんな形で提供できるという手段としては、ネットはすごくいいツールだと思いますので、これを上手に使う。あと10年たてば、もっともっとだれでも使えるようなツールにはなるとは思います。それまでの間にネットを使う人たちに対して、ネットを使うときの注意点とか、要するにリテラシーの問題をどうするかという、そっちの教育も一緒にやっていかないと、これだけでは多分 都としてはいっぱい出しているからうまくいっているだろうというような感覚、それから、アクセスが何件あるから多分うまく伝わっているんじゃないかというような反応をお持ちだと思うんですけれども、具体的にだれがアクセスしているかというのは、ログをきちっと調べてみたら、それほど多くの人々がアクセスしてはいないのではないのでしょうか。あるいは都民じゃなくて、全国いろんなところから来ているのではないのでしょうか。都民以外の人たちのアクセスの方が多分多いという、そういった感じがします。

ですから、やっぱりネットを使ってやるコミュニケーションというのは、リスクコミュニケーションの一つの手段としては非常に有効なのですが、これ以外にも、本当の都に住んでいらっしゃる方でハイリスクグループに入る方には、どうやってコミュニケーションしたらいいかというのは別に考える必要があるんじゃないかなという気がしました。

【高橋（久）部会長】 東京都のホームページには私も年じゅうアクセスしておりますので、多分都民以外の利用者は相当多いと思います。また、様々な意味の専門家が非常にたくさん利用していると思います。今、松田委員のご発言にありましたように、そういったネットにアクセスできない人たちはいっぱいいると思われそうですが、逆に保健所その他いろんなところで指導的な立場にある人たちが、東京都が出す充実したそういった情報をご自身の糧として、ツールとして使っていただくのも一つ手かという気は個人的にはしています。

事務局、どうぞ。

【小川食品監視課長】 いろいろとおっしゃられましたので、なかなかうまくお答えにくいのですが、我々は今、まずは「情報を出す」というところから考えております。その出した情報がどのように受けとめられているかという検証方法については、たまたまネットフォーラムという書き込みのできるツールがありますから、そのようなものを利用して把握するということがあります。それから、ネットを使えない方をどういうふうにフォローするかということだと思いますが、やはり紙媒体だけではなくて、先ほど申し上げた電話の相談窓口とか、保健所の相談体制とか、非常に古典的なものかもしれないですけども、そのよう名対応のできる職員の育成が必要だと考

えます。単に紋切り型ではなくて、その質問に対して的確な回答をどのように伝えるか。そこは一つの我々職員の研修になるのかなというふうに感じており、いろいろとご意見をいただきたいと思っています。事務局としての感想です。

【高橋（久）部会長】　　ちょっと私から質問をさせてほしいのですが、資料5のリスクコミュニケーションの具体的事例となっているんですが、これは、コミュニケーションをとっているというか、よく読むと単に情報提供ではないのかなと思っているんですけども、その辺はいかがでございましょうか。

【小川食品監視課長】　　確かにおっしゃるとおり、情報提供をする際のいろんな工夫はしたわけですが、それによってコミュニケーションをとっているかどうかという話なのですが、カンピロバクターについてはビデオを作成したり、リーフレットをつくったり、また現場での講習会に貸すとなど、家庭向けに何かと実施しておりますので、そういう意味で少しはコミュニケーションばいかなという気はいたします。

また、農薬の件については、これはまだ現在進行形でして今もまだ調査をしております。この中で、コミュニケーションという形をどのように持っていけるかどうかというのは、これは生産サイドの局がメインになる話ですので、どちらかというと農協や、農家の方々と、それから生産者、消費者の人たちの会話が、どのように生かされてくるのかということだと思います。生産現場を管轄する産業労働局の方の様々な審議会の中でこのような話題を取り上げて議論はされていることは間違いのないと思いますが、やはりこういうふうなクローズドされた会議の場で行われています。今のところ広がりをもった取り組みのデータは用意しておりません。

【高橋（久）部会長】　　ほかにご意見はいかがですか。湯田委員、どうぞ。

【湯田委員】　　今のお話ですと、具体的に都はやっていないのではないかと言いますけれども、私どもは、出先の保健所と一緒に3者によるコミュニケーションを行っています。東京都が管轄する多摩地域の保健所と、それぞれ23の特別区があります。ほとんどの区が1回ぐらい私どもと共催で開催しております。

【高橋（久）部会長】　　都と、消費者もそこに入ればリスクコミュニケーションになりますよね。消費者もお入りになって……。

【湯田委員】　　はい、そうです。3者によります。内容は千差万別ですが、私どもの会員は地域のいわゆる町の商店街の何とか屋さんという方が多いので、そういう身近な食品衛生に関する意見交換会というような形です。規模はそんなに大きくありません。大体メンバー的には、公募をして、例えば特別区ですと区の広報に開催案内と募集を掲載します。他に、地域の町会の婦人部へお願いして参加をしていただく。そのような身近ないわゆる意見交換会を実施し、それには必ず行政の方が入っていただきます。具体的に東京都という広い範囲ではなくて、地域のそれぞれの保健所と私どもは一緒にやっています。

あとは、専門的なお話で、例えばアレルギーの問題がありますけれども、そのときは、アレルギーのお子さんを持った子どもの会とかがありますので、そういうところへ声をかけて参加していただいています。私どもとしては、身近なことでいろいろと意見交換をして、消費者の方の意見を聞いて、業界のいわゆる自主管理のアップにつながればいいのかと、そんなことを思っております。

【交告委員】 先ほど部会長が、きょう用意していただいた資料がリスコミじゃなくて、一方的情報提供のきらいがあるのではないかとおっしゃっていたのですけれども、一方的情報提供であっても、安全条例の6条の2項に都民の学習義務というのをに入れていただいております。これは結構画期的な条文だと思います。ですから、確かにリスクコミュニケーションの制度設計にはなっていませんが、それを支える細々とした工夫というのやはり別途答申にも書き込んでいただいた方がいいと思います。

さっきのキュウリの事件ですと、キュウリの化学物質の吸収率が異常に高いという知識は非常に重要なので、これは消費者全員に知っていただきたい。そうしないと、なかなか本当のリスクというのが理解できないと思います。こういうところは、新聞などでも、例えば日経新聞は「今日の言葉」というのをやっておられるじゃないですか。そのようなところで、この程度の記事でも、「キュウリの吸収率」とかという囲み記事を入れるとか、そういう細かい工夫をしていただけると大変ありがたいと思います。

【高橋（久）部会長】 私も、2002年の7月30日の報道というのは鮮明に覚えています。というのは、2002年の1月23日に雪印食品の牛肉偽装事件が報道されて、それから一連の虚偽表示その他もろもろありました。ただ、だれ一人健康被害を受ける人はいなかったんですけれども、7月になりまして、中国製痩身用健康食品で4の方が亡くなられていたことが報道されたのが7月12日でした。このキュウリの報道が、7月30日だったものですから、これは大変な騒ぎになるのかなと思っていましたらば、非常にどうということなく平穩に過ぎていったという印象です。新聞記事自体余り大きくなかったなという印象が実はあるのですが、25日に検出し、発表は30日でした。この間、例えばどこかがスクープしたりすると、隠していたという話になるのだろうかなどということ、先ほど伺いながら思いました。感想です。

ほかにご意見、ご感想はございますか。高濱委員、どうぞ。

【高濱委員】 資料5の都内産農産物の残留農薬の件は、皆さんご存じのように、来年の5月から農薬等に関するポジティブリスト制度への移行というのが予定されております。我々事業者としては、それについてどういう事態が起こるだろうかということで、かなり戦々恐々としているようなこともありまして、ちょっと興味深く読ませていただいたんです。

6ページのところに関してご質問したいのですが、小川課長さんは国の方のリスクコミュニケーション専門調査会の委員をされていると思いますが、国の方のリスクコミュニケーションの専門調査会というのは、パターン2のことを中心にやるということになっているのでしょうか。パターン3の部分というのは、緊急時対応専門調査会みたいのがあったかと思いますが、そういう形で国の場合は整理されているというふうに私は理解をしているんですけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

国の整理に関係して、先ほどおっしゃったように危機管理の部分というのは、緊急時対応というルールがきちんとしておれば、それはそれでいいのであって、リスコミの話というのは専らパターン2の部分を中心に議論すればいいのかどうかということなんですけれども、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

【小川食品監視課長】 確かに国の場合には、はっきりそこを分けております。し

かし、自治体は現場を抱えており、食中毒とか事件事故が続発しています。先ほど、それはもうリスクではなくて、もう起こってしまったということなのだというお話がありました。自治体の立場とすると、そのような危機管理を抜きにして通ることはちょっと無理なのかなと思います。自治体レベルでは危機管理も必要だということをしつかり押さえてご議論いただき、その中で私どもの方がそれを参考にさせていただくということでない、それこそ教科書に沿った議論を深めていくだけで、国と同じ話になってしまいます。現場で起こる事件というものは単なる一過性のものではない場合もあります。事件は何かしらのつながりがある場合もあります。それはリスクコミでないというふうに言われてしまえば、定義づけの問題だけですが、そのようなことも踏まえて、取り組むべき範囲として、私どもは考えております。

【高橋（久）部会長】 これだけ最後に言っておきたいというご意見がもしございましたら、どうぞ。 よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの部会員の皆様から挙げられました意見を踏まえて、事務局にはご検討いただきたいと思います。

以上で、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり活発なご審議をありがとうございました。

これで、進行を事務局にお返しいたします。

【小川食品監視課長】 高橋部会長、進行を本当にありがとうございました。

今いただきました皆さん方のご意見をある程度整理いたしまして、また事務局の方もいろいろな資料等を取り寄せまして、第2回の部会を8月2日に予定させていただいておりますので、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。

なかなかこういう議論というのは、その場で資料を見てもすぐにご意見が出ない場合がたくさんございますから、できるだけ早目に皆様方には資料を送らせていただきます。できるだけ短い時間の中で有意義な議論とかご意見をいただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の検討部会はこちらをもちまして閉会させていただきます。

本日は、お忙しい中本当にありがとうございました。

午後3時56分閉会